

## 第8節 障害基礎年金

### 受給資格要件の原則

障害基礎年金を受給するためには、つぎの3つの要件すべてに該当していることが必要です

- ① **被保険者要件** 障害の原因となった病気やケガの初診日に被保険者であること（被保険者であったこと）  
被保険者要件 

┌	被保険者
└	被保険者であった60歳以上65未満の者
- ② **保険料納付要件** 保険料を納めた期間と保険料を免除された期間の合計が 全期間の2/3以上あること
- ③ **障害程度の要件** 障害認定日に法律で定める障害の程度(障害等級1級・2級)に該当していること

### 1. 受給資格要件（法30）

#### (1) 被保険者要件と障害の程度（法30①②）

障害基礎年金は、国民年金の被保険者期間中または被保険者の資格喪失後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住所があるときに、初診日のある傷病（病気やケガ）で障害の状態になり、障害認定日（傷病の状態が治った（固定）した日または初診日から1年6月経過した日）に1級または2級の障害の状態にある場合に受給することができます。ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要となります。

#### 用語の説明 「初診日」・「障害認定日」

「**初診日**」 障害の原因となった傷病について、初めて医師または歯科医師の診察を受けた日をいいます。

この初診日に被保険者であること、または、被保険者であった者の場合は60歳以上65歳未満で日本国内に在住していたことや、初診日前の保険料の納付状況が、受給のための重要なポイントとなります。

「**障害認定日**」 障害基礎年金の支給を受けることのできる障害の程度の状態にあるかを判断する日をいいます。なお、この障害認定日は、初診日から1年6月を過ぎた日またはその間において治った日（身体の一部を失った日や症状が安定し、長期にわたってその傷病の固定性が認められ医療上治療の効果が期待できないと判断された日）をいいます。

また、この障害認定日が障害基礎年金の受給権発生日ともなります。

#### 「初診日」または「初診日と障害認定日」が20歳前の場合の特例

第1号被保険者として加入前の20歳前に初診日がある場合において、障害認定日が20歳後のときは障害認定日に、障害認定日が20歳前の場合は20歳到達日に、障害基礎年金を受給できる程度の状態にあるかを判断をすることとなります。

なお、障害基礎年金の受給権が発生した場合でも、本人の所得により、年金額の全額あるいは半額が支給停止となる場合があります。

(2) 保険料納付要件（原則と特例）（法30①）（16改正法17による改正後の60改正法附則法20①）

① 保険料納付要件の原則（法30①）

障害基礎年金を受給するためには、「被保険者の要件」のほかにつぎの「保険料納付要件」を満たすことが必要です。

**保険料納付済期間と保険料免除期間の合計が全期間の2/3以上**  
 （全期間＝初診日の属する月の前々月以前の被保険者期間）

傷病の原因となった傷病の初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、3分の2以上あることが必要です。つまり、保険料を納付しなかった期間が全体の3分の1を超える場合は納付要件を満たさないこととなります。

例

20歳			前々月	初診日	障害認定日(2級該当)
未納期間	保険料免除期間	保険料納付済期間	前月	障害基礎年金	
	----- 2年(24月)以上 -----			▲受給権発生日(支給は翌月から)	
	----- 3年(36月) -----				

なぜ「前日において」・「前々月以前の期間」なのか（理由）

「前日において」 保険料納付要件を満たしていない者が、初診日以後に保険料を納付することで、保険料納付要件を満たすこと（逆選択）を防止するために、この規定が設けられています。

「前々月以前の期間」 保険料の納期（法91）は、翌月末日となっているので、初診日の前日において納期が到来しているのは、前々月の保険料となるためにこの規定が設けられています。

2/38	2月分の納期 3/31	▼初診日(4/10)
2月分(納期3月31日)	3月分(納期4月30日)	4月分(納期5月31日)

② 保険料納付要件の特例（16改正法17による改正後の60改正法附則法20①）

**直近の1年間に保険料未納期間がなければ受給が可能**(保険料納付要件の緩和措置)

傷病の原因となった傷病の初診日が65歳到達日前にある者で、その初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2に満たない者の場合でも、納付要件を緩和するための経過措置として、平成28年3月31日までに初診日がある場合には、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ納付要件を満たすこととなります。

（初診日に被保険者でないときは、初診日の属する月の前々月以前における直近の被保険者期間に係る月までの1年間）

例（初診日＝65歳未満：平成28年3月31日以前の場合）

20歳			前々月(8月)	初診日(10月)	障害認定日(2級該当)
未納期間	免除期間	納付済期間	前月	障害基礎年金	
	7月	5月		▲受給権発生日(支給は翌月から)	
----- 2年(24月) -----	----- 1年(12月) -----				
----- 3年(36月) -----					

用語の説明 障害基礎年金における「保険料納付済期間と免除期間」

保険料納付済期間 (保険料納付済みなし期間含む)	① 第1号被保険者期間のうち保険料の全額を納付した期間 ② 第2号被保険者としての期間 ③ 第3号被保険者としての期間
保険料免除期間 (保険料免除みなし期間含む)	① 第1号被保険者期間のうち保険料の全額について免除を受けた期間 ② 第1号被保険者期間のうち保険料の3/4について免除を受け、残りの1/4の保険料を納付した期間 ③ 第1号被保険者期間のうち保険料の半額について免除を受け、残りの半額の保険料を納付した期間 ④ 第1号被保険者期間のうち保険料の1/4について免除を受け、残りの3/4の保険料を納付した期間 ⑤ 第1号被保険者期間のうち学生納付特例・若年者納付猶予制度の承認を受けた期間のうち保険料を追納しなかった期間は保険料免除期間として取り扱います。

②の3/4免除期間、④の1/4免除期間は平成18年7月から適用  
(16年改正法5による改正後の法5⑤)

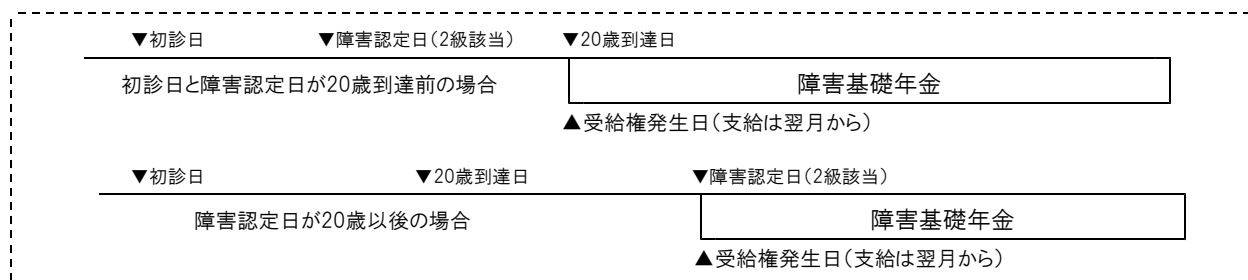
(3) 受給資格要件（初診日・障害認定日）の特例

① 20歳前に初診日がある傷病の障害基礎年金(法30の4)

20歳に達する前に初診日がある傷病で障害の状態になった者が、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合はその障害認定日）において、1級または2級の障害の状態にあるときは、障害基礎年金を受給できます。この場合、本人の所得により年金額の全額あるいは半額が支給停止されることがあります。(法30の4①、同36の3)

また、20歳に達したとき（または障害認定日）に、1級または2級の障害の状態に該当しないため障害基礎年金を受給できない場合でも、65歳到達までの間に、1級または2級の障害の状態に該当するようになったときは、本人の請求により障害基礎年金を受給することができます。

(法30の4②③)



本人の所得制限(全額・半額支給停止) (法36の3) (令5の4)

20歳前の傷病による障害基礎年金は、国民年金制度加入前の障害あることから、保険料を納付した期間がないため、本人の所得制限が設けられています。この障害基礎年金を受給する本人の前年の所得が、政令で定める限度額を超えるときは、その年の8月から翌年7月までの間、所得額に応じて年金額の半額あるいは全額が支給停止されます。

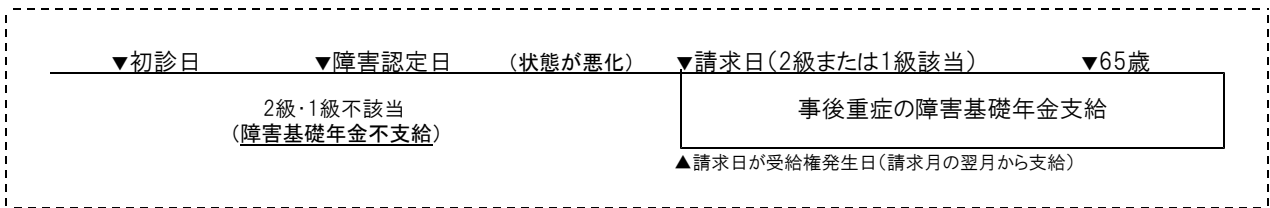
なお、前年の所得限度額はつぎの表のように規定されています。(令5の4)

支給停止額	前年所得額	扶養親族がいる場合の加算額
半額支給停止(令5の4①)	3,604,000円	扶養親族1人つき38万円(基礎控除額)を加算。 つぎの扶養親族については38万円を読み替える
全額支給停止(令5の4②)	4,621,000円	老人控除対象配偶者・老人扶養親族 48万円 特定扶養親族(16歳以上23歳未満)63万円

② 事後重症による障害基礎年金(法30の2)

被保険者要件及び保険料納付要件を満たしている者の障害の状態が、障害認定日において2級または1級に該当しない場合に、その者が、その後65歳に達するまでの間にその障害の状態が悪化した場合は、本人の請求により再度2級または1級の障害の状態に該当するかを判断し、2級または1級の障害の状態に該当したときは、本人が請求した日に障害基礎年金の受給権が発生します(請求年金)。

なお、年金の支給開始は請求日の属する月の翌月からとなります。そのため、請求が遅れると支給されない期間が発生しますので、注意する必要があります。

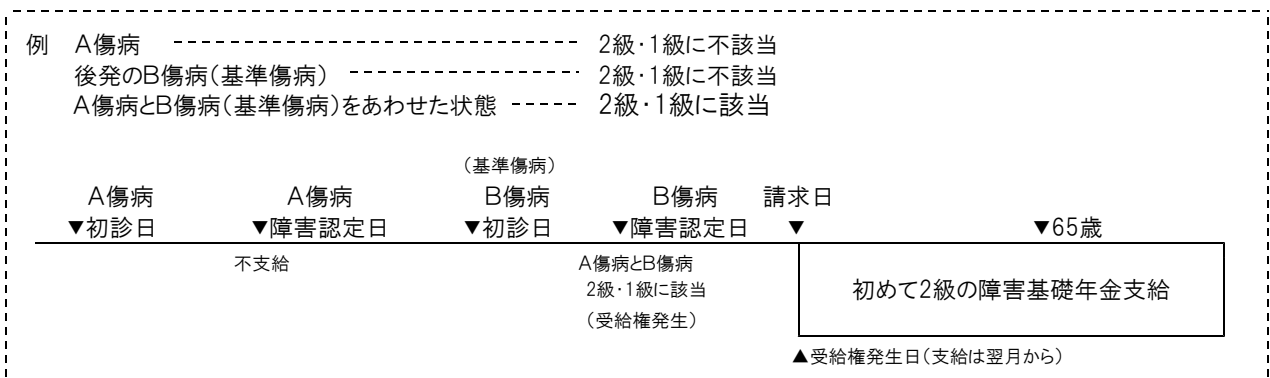


③ 後発の障害により2級または1級に該当した場合の障害基礎年金(初めて2級)(法30の3)

被保険者要件及び保険料納付要件を満たしている者の障害の状態が、障害認定日において2級または1級に該当しなかった場合に、その者が、その後の国民年金の被保険者期間中または60歳以上65歳未満で日本国内在住中に新たな傷病が発生し、その新たな傷病(基準傷病)の初診日以後65歳に達する前日までに、基準傷病による障害(基準障害)の状態と前の障害の状態をあわせた障害の程度が、初めて2級または1級の障害の状態に該当したときは、受給権が発生します。

なお、年金の支給開始は請求日の属する月の翌月からとなります。そのため、請求が遅れると支給されない期間が発生しますので、注意する必要があります。(請求年金)(法30の3③)

また、保険料納付要件については、基準傷病の初診日の前日において、その適否を判断することとなります。(法30の3②)



#### (4) 障害の程度(障害等級) (法30②)(令4の6で定める別表)

障害認定日において障害の状態を判断する基準として、国民年金法施行令により、つぎの「障害等級表」とおり定められています。

なお、1級または2級の障害厚生年金の障害等級表は、この障害基礎年金の障害等級表と同じものとなっています。また、厚生年金保険の独自給付である3級の障害厚生年金の障害等級表については、厚生年金法施行令で定められています。

#### 障害等級表 (令4の6で定める別表)

##### 1級の状態

障害の程度	障 害 の 状 態 (1級)
1 級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

##### 2級の状態

障害の程度	障 害 の 状 態 (2級)
2 級	1 両眼の視力の和が0.05以上 0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢の親指及びびひとさし指または中指を欠くもの
	7 両上肢の親指及びびひとさし指または中指に著しい障害を有するもの

2 級	8	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	1 下肢のすべての指を欠くもの
	10	1 下肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢のすべての指を欠くもの
	12	1 下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	1 下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

#### 1級の9 「日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」の事例

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものとは、他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用をすまうことができない程度の状態にあることです。

例えば、身の回りのことはかろうじてできるが、それ以上の活動ができない状態、または、行ってはいけない状態にあることです。

病院内：活動範囲がおおむねベット周辺に限られる状態

家庭内：活動範囲がおおむね就床室内に限られる状態

#### 2級の15 「日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」の事例

身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活に著しい制限を受けるか、または、日常生活に著しい制限を加える程度のものとは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度の状態にあることです。

例えば、家庭内の極めて温和な活動（軽い補食作り、下着程度の洗濯など）はできるが、それ以上の活動ができない状態、または、行ってはいけない状態にあることです。

病院内：活動範囲がおおむね病棟に限られる状態

家庭内：活動範囲がおおむね家屋内に限られる状態

## 2. 障害基礎年金の年金額 (法33)(法33の2)

障害基礎年金の年金額は、障害の程度（等級）に応じた額となっています。また、障害基礎年金の受給権者に18歳到達年度末までにある子（障害のある子の場合は20歳未満）が受給権発生時にいる場合は、子の加算額が加算されます。

### (1) 障害基礎年金の年金額 (法33)(平成18年政令141号により改められた16改正法附則7②)

障害基礎年金の年金額は定額で、2級の障害基礎年金は満額の老齢基礎年金と同額で、1級の障害基礎年金の額は2級の障害基礎年金の1.25倍の額となります。

障害等級	年金額 (平成21年度)
2級の障害基礎年金	792,100円/年額
1級の障害基礎年金	990,100円/年額 (792,100円 × 1.25 = 990,125円 (50円未満切り捨て))

平成18年政令141号で定められた改定率(0.985)により改められた年金額(平成20年度と同額)

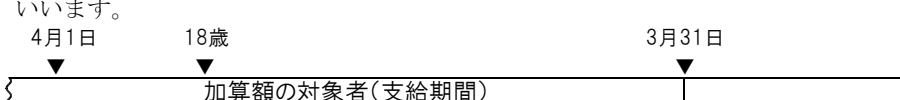
### (2) 子に対する加算額 (法33の2)(平成18年政令第141号により改められた16改正法附則7②)

障害基礎年金の受給権発生時に受給権者により生計維持されている18歳到達年度の末日までにある子（20歳未満の現に婚姻をしていない障害のある子）がいる場合は、子の人数に応じた加算額が加算されます。

対象者	加算される額 (平成21年度)
1人目・2人目の子	1人につき 227,900円/年額
3人目以降の子	1人につき 75,900円/年額

平成18年政令141号で定められた改定率(0.985)により改められた加算額(平成20年度と同額)

#### 用語の説明 「18歳到達年度の末日までにある子」「障害のある子」「生計維持」

「18歳年度末までにある子」 18歳になった年度（4月1日～翌年3月31日）の、年度末の3月31日までにある子をいいます。  


「障害のある子」 障害の状態が障害基礎年金の1級または2級に該当する程度の子をいいます。  
 (20歳になれば障害基礎年金の受給権者となる者)

「生計維持」 社会保険制度における生計維持とは、「生計同一の要件」と「所得(収入)の要件」の両方を満たしている場合に生計維持関係が認められます。

生計同一の要件	① 住民票上同一世帯の場合 ② 住民票上の世帯は別であるが、住所が住民票上同一の場合 ③ 住所が住民票上異なるが、現に起居を共にし家計も同一の場合 ④ 単身赴任や就学などで住所を別にしているが、仕送りなど経済的援助と定期的な音信などが交わされている場合
---------	---

収入(所得)の要件	① 前年の収入(所得)が850万円(655.5万円)未満である場合 ② 退職などの事由により近い将来(おおむね5年以内)に①の基準に該当すると見込まれる場合
-----------	---

「生計維持関係等の認定基準の一部改正について」平成6年11月9日庁文発第3235号通知

### 3. 支給期間（支給開始・失権・支給停止）・年金額の改定

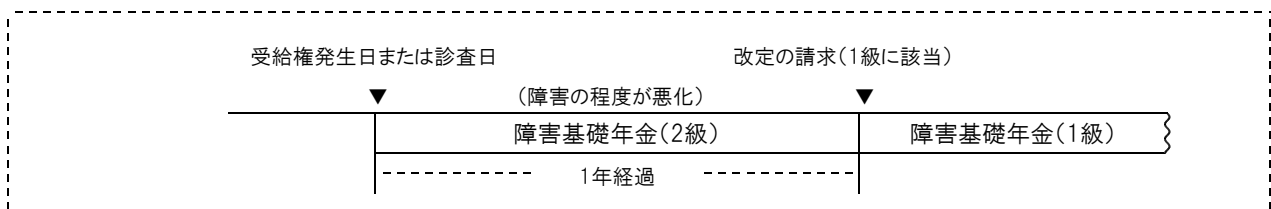
障害基礎年金の受給権は障害認定日（事後重症等は請求日）に発生し、その支給期間は受給権発生日（障害認定日・請求日）の属する月の翌月から障害の程度が2級より軽くなった月、または、死亡した月まで受給できます。（法35）

#### (1) 障害の程度が重くなったとき・軽くなったときの取り扱い

障害基礎年金の受給者が、受給権発生後に障害の程度が重くなったり、または軽くなったときは、社会保険庁の診査や受給権者の請求により年金額が改定（2級から1級、1級から2級）されることとなります。なお、改定された年金額は改定のあった月の翌月から支給されます。（法34①②⑥）

##### ① 障害の程度が重くなったとき（法34③）

障害の程度が重くなったときの年金額の改定請求は、障害基礎年金の受給権発生日または社会保険庁の診査を受けた日から1年を経過した日後でなければ請求できないこととなっています。

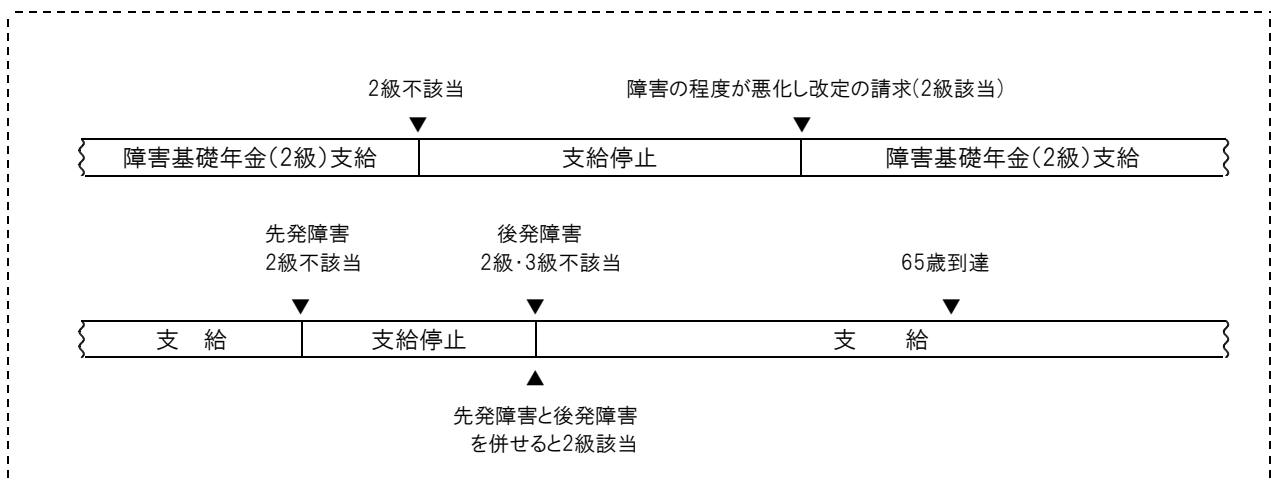


##### ② 障害の程度が軽くなったとき

#### ア 支給停止

障害の程度が2級より軽くなったときは、2級より軽くなっている期間について障害基礎年金は支給停止されることとなります。（法36②）

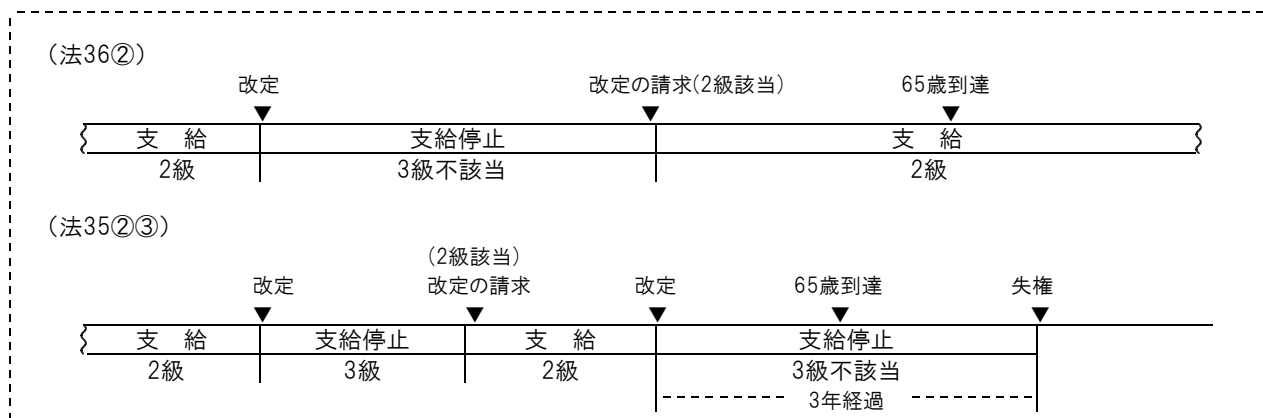
ただし、支給停止期間中に障害の程度が再び重くなったり、65歳に達する日前までに他の障害（1級・2級不該当）が発生し前後の障害を併せた状態が2級以上の障害の程度に該当するときは、受給権者の請求により年金の支給が再び開始されることとなっています。（法34④、同36②）



## イ 支給停止と失権

障害の程度が2級より軽くなったときは、障害の程度が障害厚生年金の3級の障害の程度に該当していないときでも、失権（受給権がなくなること）せず支給停止となります。（法36②）

ただし、障害の程度が障害厚生年金の3級の障害の程度に該当しないまま65歳に達したときは、65歳に達した日（65歳に達した日に、障害厚生年金の3級の障害の程度に該当しなくなった日から3年を経過していないときは、3年を経過した日）に、失権することになります。（法35②③）



### 失権・支給停止の改正の経緯

#### 障害厚生年金（3級）の状態を取り入れた経緯（昭和60年改正）

昭和60年制度改正前までは、障害の程度が1級・2級に該当しなくなり3年を経過したときに障害年金を受給する権利が消滅（失権）していました。昭和60年制度改正により「基礎年金制度」が導入され、1階は障害基礎年金で2階が障害厚生年金という仕組みとなったことにより、2階の障害厚生年金（1級～3級）が受給できる障害の程度に該当している間は、障害基礎年金の受給権を失権しないこととし、障害厚生年金の3級に該当しなくなってから3年を経過したときに初めて失権するようになりました。

#### 支給停止期間延長の経緯（平成6年改正）

内部疾患などによる障害で、3年を経過した後に障害の状態が悪化する事例が多くあることから、障害の程度が3級の障害厚生年金に該当しないまま65歳に達した日（65歳に達した日に、3級の障害厚生年金に該当しなくなった日から3年を経過していないときは、3年を経過した日）前までは失権とせず、65歳になるまでの間は支給停止とすることにより、3年以上経過した後であっても65歳に達する前であれば、障害の程度が2級の障害の程度に該当したときは、再び障害基礎年金を受給できるようにしたものです。

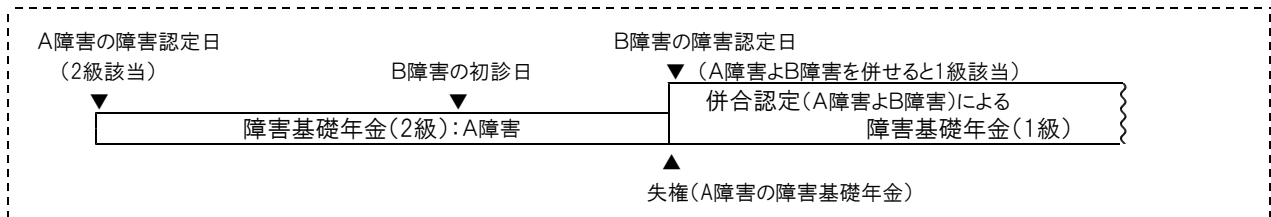
#### 未決拘留者に対する障害基礎年金（20歳前障害）の支給停止の見直し（平成17年4月）

20歳前障害による障害基礎年金については、本人は保険料を納付していないうえ、高率の国庫負担（6割）がなされていることから、刑事施設等に収容されている場合は、支給停止されることとなっています。この取り扱いは未決拘留中の者についても適用されていましたが、このような者については、刑事手続きにおいて判決が確定していないことや、その者と生計を同一にしている家族への配慮から、有罪が確定するまでの間は支給停止されないこととなりました。

（16改正法2による改正後の法36の2）

### ③ 障害基礎年金受給権者が別の障害で障害基礎年金を受給できる状態にあるときの併合認定

障害基礎年金の受給権者に対して、更に障害基礎年金の受給要件を満たす事由が生じたときは、前後二つの障害基礎年金を別々に受給するのではなく、後発の障害の障害認定日に、前発と後発の障害を併せた障害の程度によって障害等級が決定され、新たな障害基礎年金を受給することとなります。この場合、先発の障害基礎年金の受給権は消滅することとなります。(法31)



### ④ 子の加算額の増額改定と減額改定(法33の2②③)

#### ア 子の加算額の増額改定

障害基礎年金の受給権発生時に胎児であった子が生まれたときは、誕生月の翌月から子の加算額が加算されます。(法33の2②)

#### イ 子の加算額の減額改定

加算額の対象となっている子が、つぎのいずれかに該当したときは、子の加算額の対象者から除外され、その翌月から年金額が減額改定されます。(法33の2②)

- i 死亡した日
- ii 受給権者との生計維持関係がなくなった日
- iii 婚姻をした日
- iv 養子縁組により受給権者の配偶者以外の者の養子となった日
- v 養子である子を離縁した日
- vi 18歳到達年度の末日が終了した日(障害基礎年金の1級または2級に該当する零度の障害の状態にある子は除く)  
(例:平成20年4月に18歳到達の場合:平成21年3月31日)
- vii 18歳到達年度の末日が終了後、障害基礎年金の1級または2級の障害の程度に該当しなくなった日
- viii 障害基礎年金の1級または2級に該当する程度の障害の状態にある子が20歳に達した日

### ⑤ 業務上の理由による障害の場合の調整

業務上の理由による障害で、労働基準法による障害補償をうけることができるときは、障害基礎年金の受給権は発生しますが、6年間は全額支給停止されます。

ただし、労働者災害補償保険法による障害(補償)年金を受けられることができるときは、障害基礎年金を全額受給することができ、労働者災害補償保険法による障害(補償)年金の受給額の調整が行われます。ただし、「20歳前に初診日のある障害基礎年金(法30の4)」については、障害基礎年金の方が全額支給停止となります。(法36①)

また、前段の理由により、障害基礎年金の全額が支給停止されている間に、別の業務外の障害で障害基礎年金の受給権が発生した場合は、全額支給停止となっている期間については、前後の障害を併せた「併合認定」による障害基礎年金も支給停止となりますが、前発の障害基礎年金を併合しない障害の程度による障害基礎年金を受給することができます。反対に、業務外の障害で障害基礎年金を受けている者が、業務上の障害による障害基礎年金の受給権が発生し、全額支給停止になっている期間については、前の業務外の障害基礎年金を受給することができます。

(法32)